

「森林経営管理法案」の背景説明資料の変更について
—「森林所有者の経営意欲」及び「齢級構成平準化」を巡る問題—

国民森林会議提言委員会

目次

I 経緯

II 「林業の現状」の変更について

1. 変更した説明内容について
2. 図の変更について
3. 問題点

III 「課題と対応方向」について

1. 変更した説明内容について
2. 問題点

IV 「森林資源の現状」の変更について

1. 概要
2. 「齢級構成平準化論」について
3. 「今後の森林経営・管理の目標」について

I 経緯

「森林経営管理法案」は今国会に上程され、衆議院を通過し、現在参議院で審議中である。この法案には、背景説明資料として、「森林資源の現状」「林業の現状」「課題と対応方向」が添付されている。このうち、「林業の現状」の「森林所有者の経営意欲」のデータについて、衆議院農林水産委員会で田村議員(共)、参議院農林水産委員会で舟山議員(民進)から「表現が恣意的ではないか」との指摘を受け、林野庁は4月23日に説明資料の変更を行った。この点につき、以下検討を加える。

II 「林業の現状」の変更について

1. 変更した説明内容について

変更前

○ 我が国の森林の所有形態は零細であり、8割の森林所有者は森林の経営意欲が低い

○ 意欲の低い森林所有者のうち7割の森林所有者は主伐の意向すらない

↓↓

変更後

○ 我が国の森林の所有形態は零細であるが、85%の森林所有者は経営規模の拡大への意欲は低い。

○ 60%の森林所有者は、伐期に達した山林はあるが今後5年間は主伐の予定がないとしている。

2. 図の変更について

変更前の表題

森林所有者の経営意欲は低い

変更前の項目及びキャプション

経営意欲・・・意欲が低い 84%

主伐の意向・・・主伐の意向なし 71%

↓↓

変更後の表題

森林所有者の林業経営に関する意向

変更後の項目

林業経営規模の意向・・・調査結果をそのまま掲載

今後5年間の主伐に関する意向・・・調査結果をそのまま掲載

3. 問題点

1) 変更前は、統計結果の意図的誤読を行い、森林所有者の経営意欲が低いこと及び主伐意向がないことを大きな問題として取り上げ、法案はそのことを根拠として森林所有者に対して「伐採、造林及び保育」を実施することを責務として押しつけたわけである。

変更後は、統計調査結果の誤読を排して一応客観的にデータを提示している。その上で、「経営意欲が低い」という表現を「経営規模拡大への意欲は低い」という表現に変更したものである。これは、統計調査結果との整合性に最大限配慮しながら、当初の「経営意欲が低い」という趣旨をなんとか残そうというたいへんな苦心の結果とみることができる。しかしながら、その意図とは逆に、

このような表現に変更することによってかえって森林所有者へ「伐採、造林及び保育」を義務づける根拠を喪失してしまったのである。なぜならば、①このような木材低価格の時代にあつて、「経営規模拡大への意欲」がないことは当然であつて、それを森林所有者は国から責められる筋合いにはない、②「今後5年間は主伐の予定がない」のには、統計調査結果でも示されているように、それぞれ立派な理由があるのであり、そのことを森林所有者が国から責められる筋合いはない、ということである。

2) 今回の調査対象となった123人の林業モニターは、調査結果から見る限り今の林業を取り巻く厳しい状況にあつてかなり積極的に林業に取り組んでいる方々と推察される。

まず「森林の手入れ状況」については、「ほとんど手入れしていない」は、わずか5%であり、「十分」(14%)と「必要最小限」(48%)を合わせると6割を超える。

また、「現在の林業経営の状況」では、「毎年の木材販売収入はなく、保育作業も実施していない」は12.2%、「毎年の木材販売収入はないが、必要な間伐などの保育作業を実施している」は44.7%、「毎年木材販売収入があるが、主な収入は木材販売収入以外である」は31.7%、「毎年木材販売収入があり、主な収入は木材販売収入である」は11.4%であつた。森林管理ができていないのは、1割強というきわめて低い数字である。

「今後5年間の主伐に関する意向」については、今後も経営を継続する意向がある者(今後の経営規模を拡大したい、現状を維持したい、縮小したいと回答した者)に、今後5年間の主伐の実施予定について尋ねたところ、「伐期に達した山林はあるが、主伐を実施する予定はない」と回答した割合が60.0%、次いで「伐採業者(素材生産業者)や森林組合等に委託するなどして主伐をするつもりである」(20.9%)、「自ら主伐をするつもりである」(12.2%)の順であつた。確かに主伐する意向のないものが、多数派であることは事実である。そこで、主伐を実施しない理由(複数回答)を尋ねたところ、「主伐を行わず、間伐を繰り返す予定であるため」(長伐期多間伐施業指向)は58%、「主伐の収入により主伐を行う費用は賄えるが、再造林する費用には満たないため」は48%、「主伐の収入により主伐を行う費用を賄えないため」が30%、といった理由が上位を占めている。これらの理由はそれぞれに納得できる場所であり、しっかりした経営判断に基づいていることが理解できる。

3) 今回の説明変更によつても、5年以内に主伐する予定を持つことが、林業経営の意欲があることの指標となつていることに変わりはない。しかし、①森林

経営において長伐期多間伐は立派な方針であり、②再造林が必要経費だけでなく、シカなどの獣害を含めて困難であるときに主伐を敬遠することは決して非難されるべきではない。

結局、立派な理由があつて主伐を実施しない森林所有者の経営管理権を奪つて主伐してしまおうという今回の法案のほんとうの狙いが、説明変更によってかえって明確に浮かび上がってきたことになる。

全国の森林所有者の意向を示す統計データがないために、変更前と同じ調査結果を利用せざるを得なかったことが問題であった。資料変更したことによって問題が解消されたわけではなく、より拡大されたといえる。

Ⅲ 「課題と対応方向」について

このページにおいても変更が行われている。

1. 変更した説明内容について

変更前

○ 多くの森林所有者は森林経営の意欲が低い。

↓↓

変更後

○多くの森林所有者は林業経営への意欲が低下してきている。

2. 問題点

これまで、「多くの森林所有者は林業経営への意欲が低い」としていたのを、「意欲が低下してきている」と変更したのである。しかしながら、この変更は、①単なる「言い換え」に過ぎないだけでなく、②既に述べた通り、統計調査の結果に依拠できないため、ここでは勝手にしかも根拠がないままに言葉だけで「意欲が低下してきている」と規定してしまっているのである。統計調査の結果からでは導き出せない乖離し遊離した「言葉」が突然法案の根拠として登場するのである。

変更前は、統計調査結果を意図的に誤読することによって法案の前提である「多くの森林所有者は林業経営への意欲が低い」ことを導きだしたわけだが、その点を国会審議で指摘された結果、今回の変更が行われた。しかし、そこでは統計調査結果の誤読は是正されたものの、「多くの森林所有者は林業経営への意欲が低下してきている」という結論についてはその根拠を失うというきわめて重大な事態を引き起こしている。

その結果、この変更で今回の法案の出発点である「森林所有者へ新たな責務

を課す」ということの根拠さえ失ってしまった。

逆に、今回の法案を廃案にすべき新たな根拠を提供したともいえるのである。

資料として、農林水産省「森林資源の循環利用に関する意向調査」(H27)に現在の森林所有者の意向を求める限り、そこからは「多くの森林所有者の林業経営への意欲は低下してきている」ことの立証は不可能なのである。

IV 「森林資源の現状」の変更について

1. 概要

本法案の背景説明資料の変更では、国会審議では問題にならなかった「森林資源の現状」についても行われている。すなわち、説明に以下の項が新たに追加されたのである。

1. 若齢林が少ないなど齢級構成には偏りがあり、森林・林業の持続的発展を図るためには、齢級構成をならす必要があり、主伐・再造林を推進し、若い森林を増やしていく必要。

2. 経営管理が行われていない森林の経営管理は、現在森林の経営管理を行っている者のうち、事業規模を拡大する意欲のある者等に担ってもらう必要。

3. さらに、図「今後の森林経営・管理の目標」を新たに追加した。

■今後の森林経営・管理の目標

< 現状 >

私有人工林約 670 万 ha

内 約 1/3 (220 万 ha) は既に集積・集約化

< 最終目標 >

私有人工林約 670 万 ha

内 約 1/3 (210 万 ha) については、公的管理下に置き、針広混交林等へ誘導
約 2/3 (460 万 ha) については、単層林を維持 (林業的利用)

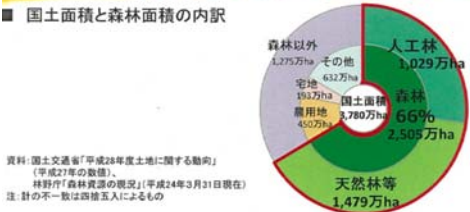
これら 3 項目の内、第 2 項目については、別途「Q&A」で検討済みである。

森林資源の現状

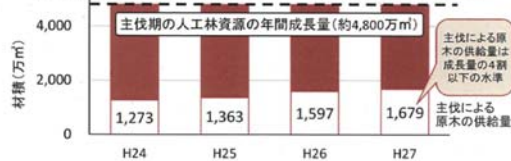
(参考) 国土庁一覽

- 我が国の森林面積は国土面積の3分の2にあたる2,500万ha(そのうち人工林は1,000万ha)。
- 人工林の約半数が11齢級以上となる主伐期を迎えようとしている。
- 主伐期を迎えた人工林の直近5年間の平均蓄積増加量は、年間4,800万m³。主伐による原木の供給量は1,679万m³(H27)。
- 条件のよい人工林においては主伐が行われているが、人工林資源は十分に活用されていない状況。
- 若齢林が少ないなど齢級構成には偏りがあり、森林・林業の持続的発展を図るためには、齢級構成をならす必要があり、主伐・再造林を推進し、若い森林を増やしていく必要。
- 経営管理が行われていない森林の経営管理は、現在森林の経営管理を行っている者のうち、事業規模を拡大する意欲のある者等に担ってもらう必要。

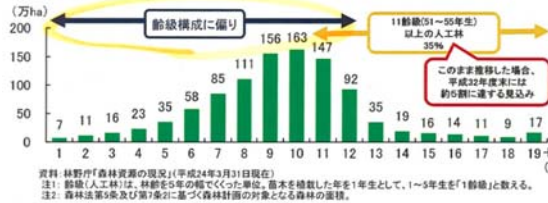
■ 国土面積と森林面積の内訳



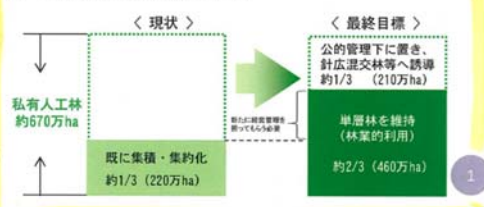
■ 主伐期の人工林資源の成長量と主伐による原木の供給量



■ 人工林の齢級別面積



■ 今後の森林経営・管理の目標



2. 「齢級構成平準化論」について

今回の衆議院での議論において、法案が進めようとする「主伐・再造林論」の根拠が弱かったため、その補強材料として林野庁は「齢級構成平準化論」を表に出してきたものである。

1) 「齢級構成平準化論」とは何か

図の「人工林の齢級別面積」をみると、日本の齢級構成には確かに大きな偏りがみられる。林学を学んだ人は、「法正林」という考え方を身につけている。それは、「あらゆる林齢の人工林が同じ面積ずつあると、伐期に達した林を伐採すると毎年、等量の木材を生産することができ、さらに伐採跡地を造林すると、永遠に経営が循環する」という考え方である。

このような考え方からすると、今の日本の人工林の齢級構成はたいへん気持ちが悪い。そこで、団塊を成している40年生から60年生の人工林をできるだけ皆伐してなんとか平準化できないだろうか、と考えるのは林業技術者としてはむしろ自然なことともいえる。

2) なぜこのような年齢構成になったのか

どうしてかという、日本では1950年頃から約30年間にわたって農家や林業公社、森林開発公団、国有林などがこぞって荒廃地造林及び拡大造林（広葉樹の薪炭林や天然林を伐採して、その跡地にスギ、ヒノキ、カラマツなどを植栽すること）に取り組んだからである。その背景としては、①戦時中・戦後の乱伐による森林荒廃（結果としての洪水頻発）への対策、②戦後復興期における小径木需要の爆発的増加（小丸太が高く売れた・・・超短伐期指向）、といったことがあった。経済的目的と公益的目的が合致し、かつ林業の明るい未来を信じての熱病のような造林活動であった。高度経済成長期が始まり、木材貿易が自由化（1962年）されるまでの山村はもっとも豊かで活力のある時期を過ごしたといってよい（自由化後は小径木や並材の価格が停滞するようになり、林業離れが発生）。

3) このことをどのように評価するのか

伐採・造林活動は、一部の国有林で大面積皆伐が亜高山地域に及ぶなど不適切なケースもあったが、年間40万haに及ぶ活動自身は世界史的に見ても類例がなく、基本的に高く評価すべきである。ここには、多くの自家労力だけでなく、膨大な造林補助金（造林、下刈り、除伐、間伐、作業道開設を含む）もつぎ込まれ、ようやく現在に至っているのである。

朝日新聞の報道（2018年5月6日）によると、林業公社を廃止した11県がこれまで林業に投入した資金総額は、2,200億円であるのに対して、立木の時価総額は100億円弱だという。分収育林の大幅な元本割れに対しては、訴訟も起きた。

年間40万haの造林・保育をしてきたこと自体は、既に述べたように高く評価すべきだが、現在それが無価値化してしまったことの原因は、森林所有者あるいは林業公社等に帰せられるべきなのだろうか。決してそうではない。

高度成長が始まる1960年代初頭に展開された今後の林政論にまで立ち返って、あの時点でどのような政策方向の選択をすべきであったかを考える必要がある。担い手問題としては、森林組合請負協業論ではなく、農家林業論に依拠すべきだったのか。国有林野はあの時期に解放すべきだったのか。予定調和論に依拠しない保安林制度が構築できなかったのか。森林計画制度は必要だったのか。地域政策としての山村政策をどのように位置づけるべきだったのか。国境政策をどう林政に位置づけるべきだったのか。すなわち、森林法体系をそのままにして、1964年に予定調和論に基づく「林業基本法」を作ったこと自体が問題だったのではないか。以上、総じていえば、林野庁の政策の失敗が今日の事態を招いたといえるのではないか。

4) 「齡級構成平準化論」は常に正しいのか

現在の悲惨な立木価格水準も大きくいえば政策の失敗の証拠である。にもかかわらず、一転して森林所有者に無理な責務を課して、それができない場合は、経営管理権だけを上手に市町村の手中に収めようという法案を作ったわけである。「自分のことを棚に上げて、他人にあれこれしろという」ことになるわけで、「盗人猛々しい」という言葉が思い浮かぶほどである。そして、麗々しく「人工林の齡級構成平準化論」を打ち出してきたのである。

荒廢地復旧造林や拡大造林は国を挙げての政策であった。その責任はどう取るのか。立木価格水準がこのように低下してしまったのにも国は大きな責任がある。これらの責任をすべて森林所有者に押しつける法案に「人工林の齡級構成平準化論」を背景説明として採用することは、過去の政策に対する極めつけの責任放棄であり、政策に関するモラルハザードというしかない。

もし今回、「人工林の齡級構成平準化論」を背景説明に使う場合には、過去の政策の失敗をしっかりと整理し、その上で今後の誠実な方針を打ち出すべきであろう。それらをすべて頬被りして、この理論を駆使して森林所有者から立木をほぼ無償で取り上げようというのだから、たいへんなことである。

5) 藤森隆郎見解

国全体、あるいはある地域において齡級構成の平準化は望ましいかもしれない。しかし、それそのものが持続可能な森林管理の指標であるかのごとき議論はおかしい。

齡級構成の平準化は、毎年の生産量が平準化されることが望ましくすることにおいて、求められているものである。しかし生産量の平準化は、間伐や択伐などの度合いにおいても可能なものであり、齡級構成の平準化にのみ依存すべきものではない。

むしろ長伐期多間伐施業や択伐林施業でストックを高めながら、そこから間伐や択伐を含めて必要量を供給していくシステムの方が需要や環境保全に対する弾力性や柔軟性が高い。伐期には、例えば50年生から150年生ぐらいの間の様々なものがあってよい。それは森林所有者がそれぞれの条件に応じて決めればよいものであり、それが本来の姿であろう。様々な伐期があってよいところに、齡級配置平準化論を上から持ち込むことはおかしくないか。

施業体系はそれぞれの地域の森林所有者が、その自然的、社会的条件と自らの経営条件に応じて決めていくべきものであり、一律的な齡級構成平準化論に従属すべきものではない。

そうではあっても、現在の50年生前後に集中している林分の齡級は、あまり

にも歪であり、条件の許す範囲でそれを均していくことは必要である。その対象として、このまま置いておいても（間伐をしても）、気象災害に対して脆弱すぎたり、個々の木の成長の回復力が伴わないと認められる林分（樹冠長率 20% 以下が目安）を優先的に皆伐更新の対象とすることが望ましい。

6) 「**齢級構成の均衡がとれた森林資源の造成**」は、決して絶対的善とはいえない（国民森林会議 平成 26 年度提言の一部）

林学教育を受けたものにとっては、日本の人工林資源の齢級構成があまりにいびつなことに対して、問題意識を持つこと自体はむしろ自然なことであろう。しかし、だからといって 25 年版白書資料Ⅳ—9 が示すように 100 年間をかけて日本の人工林を均衡のとれた齢級構成（広義の法正林）に誘導していこうと考えることは果たして実現可能、かつ最良の方法であろうか。

均衡のとれた齢級構成への誘導手段としての短伐期皆伐更新施業の問題点については、既に述べたところである。この施業方法を日本の育成単層林 660 万 ha のかなりの部分に適用しようということは弊害が大きすぎると考えるべきである。多間伐長伐期施業がきちんと実施されれば生産面、環境面ともにそのメリットはきわめて大きい。その過程で、複相林化も可能となろうし、さらに択伐施業へ誘導することも可能となる。そうなってくると、齢級構成のいびつさが問題とならなくなるのである。齢級構成の平準化を優先順位の高い目標とすることは不適切といえる。

7) 大住克博見解

数年前より皆伐回帰・待望論が出てきたときから、私は皆伐自体は嫌いではないものの、今言い出す根拠が分からないと批判してきた。そろそろ間伐推進も煮詰まってきたから、予算獲得のために新たな旗印にしようとしているのだらうと、勘繰ってもいた。

当時、県、林野庁、森林組合などから聞こえてくる皆伐論は、「これだけ皆伐が行われたい、若い造林地が無いのは変ですよ」・・・という感覚的、情緒的なものばかりだった。そこで、私は、いつも「そうかもしれないが、変だというだけでは理屈になりませんよね」と申し上げてきた。

今回示されている林野資料では以下のように説明されている。

「若齢林が少ないなど齢級構成には偏りがあり、森林・林業の持続的発展を図るためには、齢級構成をならす必要があり、主伐・再造林を推進し、若い森林を増やしていく必要。」

この文章のレベルは以前とまったく変わっておらず、平準化が必要と言っているだけで、なぜ必要かを全く説明していない。

以下、いくつか「皆伐必要性」の候補について考えてみます。

- ・ 齢級が平準でないのは問題である

昔のように低齢級に偏っていて収穫する山が無いのは、確かに問題である。しかし、高齢、高蓄積の山に偏っているのは、目の前に豊かな天然林資源を得たようなもので、資源供給上は何ら問題にならない。必要量を収穫した残りの山は、やはり成長を続けていくので、損失にはならない。むしろ目出度いことである。

- ・ 高齢級大径材は売れない

これは、欧州でも現在のような択伐大径材生産へ移行する時に散々行われた長伐期批判だと聞いている。しかし、彼らは資源が替われば、自然に林産業界もそれについてくる、もともと太い材は歩留まりが良い、心配はいらない・・・と言っていた。

- ・ 炭素吸収の低下回避

実は以前、森林・林業白書などでは、林野庁は「高齢級林」の皆伐必要性について、標準伐期を過ぎて、成長量が低下し、炭素固定量も低下することが懸念されることを、根拠に挙げていたと記憶している。

しかし、実際の標準伐期を越えた林分の「伐期平均成長量」は、昭和40年代作成の収穫予想表が推定したようには低下しないことが、多くの論文等で明らかにされてきており、研究レベルでは既に常識化している。実際林野庁も、ついこの間までの長伐期林化⇒間伐管理の延長の流れの中では、それを根拠にしていたはずだ。今回突然そのような経緯には沈黙して、大昔の収穫予想表・拡大造林時代の老齡過熟論的な話をぶり返してきたあたりは、今回の法案背景のアンケートの恣意的な解釈と同じで、反（半？）知性主義の蔓延を示していると思われる。

- ・ 林業システムの持続のため

皆伐をある程度行っていくことが、苗畑業者、造林班なども含めた、林業組織や、技術の維持に必要だ・・・ということであれば、理解できる。しかしそれをどの程度の規模でやるのか？ そそこが問題である。大々的なものにはなら

ないだろう。

・生態系保全のため

山浦論文以降、一定の草原植生、オープンサイトを生産林の中にも創り出すことは、多様性保全のために有効であるという議論がある。これはそうだと思うが、そのためには、どのような多様性を保全するために、どこでそのようなオープンサイトを創出するのかということが、まずさきに議論されねばなりません。それはまだほとんど霧の中なのではないか？

また、一方で長伐期論が持つ生態系サービスへの貢献は全く無視されている。過去の議論は何だったのだ。

8) 當山啓介見解（「林業経済」2017年11月号）

齡級構成平準化論の根拠について

どの程度伐採してよいかの定義と伐採量のコントロール方法のいずれもが曖昧である中で近年しばしば言及されるのが、「人工林の若返り、齡級構成の平準化が必要」という論理である。主伐の推進とほぼ等価であるこれらが必要な根拠として一般に挙げられる点は以下のようなものであろう。

- ① 大径材の価格のほうが高いなど、大径長伐期化の経済的メリットがない。
- ② 高齢林化により林分成長が鈍化し、炭素固定機能も落ちる。
- ③ 今から伐って平準化することが、持続的な森林経営に有意義である。
- ④ 皆伐によって生まれる若齡林や草地的環境も、生物多様性や生息環境維持の面から必要である。
- ⑤ さらに大径材の伐出に必要な大型林業機械やインフラは日本の林地に本質的に適用困難である。

①については、優良材としての大径材の優位性が減じることは社会の趨勢から不可避かもしれないが、製材設備は長期的には、径級分布のシフトに合わせて変化していく流動的なものであろう。②については、日本の森林は高齢化してきているが成長は思ったほど鈍化していないという指摘が多くなされるようになってきており、根拠として薄弱となってきた。③については程度の問題であり、木材生産については高齢林からの生産も可能と予想されることから、若干の主伐は必要だということ以上にどの程度の主伐を行うべきかの判断基準を提供しているとは言い難い。④についても、若齡林や草地的環境を必要とする生物の存在をどの程度重視し、そういった環境の量（面積）をどの程度確保するかは、客観的な指標が存在するというより社会の意志決定次第というべきであらう。⑤は林業経営の上で重大な課題となりうるが、北海道や東北に多い

緩傾斜地には当てはまりにくいと思われる。大径化する前に主伐しておくべき急傾斜地は不利なので主伐できておらず、大径化しても問題の少ない緩傾斜地では主伐が進んでしまっていることも懸念される。

このように、どの根拠も強力なものではない。つまりおそらく、齡級構成平準化の論理的根拠の多くは実際には、木材自給率の向上、産業活性化、木質バイオマスや大型製材工場の需要増加への対応といった直近の目的・傾向に迎合した主伐容認への方針変更の後付けされた論理だと位置付けることができる。実際、長期的見通しをしているはずの森林・林業基本計画においても、平準化論は以前は登場していなかった（當山、2016）。

もちろん、全く行われていなかった主伐を少し復活させる程度なら異存はないが、すでにこれ以上の主伐増加が問題視されうる水準の地域・樹種もある。では、先述の収穫規整とも関係するが、どの程度主伐すべきか・してよいかを設定するには、まず、収穫・経営可能な範囲を設定すること（ある種のゾーニング）は必要である。その土で古典的収穫規整においては、法正蓄積さらに換言すれば伐期齡、つまりどの程度の **Growing Stock** を確保すべきか、さらにそこに至るまでの更正期（改良期）などを設定することになるが、それらを設定するための事例や理論は整理されていない。

現状は平均成長量最大の標準伐期齡を安易に援用し続けていることが主伐期到来の根拠となっているが（その成長量の根拠も上記③の通り疑わしい）、研究者はあるべき定義・解釈をより深く検討し、その情報を速やかにかつ根気よく提供する必要があるだろう。

9) 中岡茂見解

「齡級構成平準化論」の欺瞞

○若齡林が少ないなど齡級構成には偏りがあり、森林・林業の持続的発展を図るためには、齡級構成をならす必要があり、主伐・再造林を推進し、若い森林を増やしていく必要

林業界でよく聞かれることだが、虚説もはなはだしい。明治の草創期の林学に多大な影響を与えたドイツ林学の法正林思想の影響を受けた見解だと思われるが、まったく的はずれもいいところである。

そもそも林業経営の安定にとって重要なことは、毎年の収入額を一定にすることであり、それが達成されてはじめて、継続的な経営が可能になる。

そのため理論的には、毎年同じ面積を伐採すれば良いということで、たとえば100haの森林から継続的に50年生の樹木を収穫するならば、毎年2haの面積を

伐採すればよい。そうして伐採跡地にすぐに植林すれば、1年生から50年生まで2haずつの森林がそろって、齢級構成が平準化されるわけだ。

ところが木材の価格がよいとつい3ha伐採したくなる。そうすると平準化された齢級構成が壊れて、伐期齢が50年を下回ったり、年伐採面積が2haを下回ったりする。このようないわゆる過伐を規整するために、法正林のような指標があるのである。

戦後、日本においては木材需要が旺盛で、森林の伐採が進み、過伐の状態に陥り、高齢級の森林が減り、若齢級がほとんどで、今とは逆の齢級構成となっていた。そのため50年生を超すような商品価値のある収穫適期の森林が少なくなり、伐採量も減っていたが、その間森林の成長・充実が進み、伐採可能な森林が増えたのである。

しかし、木材価格の低迷により、伐採が一向に増えないことから、最近では壮齢級にシフトした齢級配置になりつつある。

ここで林野庁が主張する珍説が登場する。そもそも木材価格の低迷期において、齢級配置の平準化などという必要性はどこにもない。林学にもそんな学説はない。木材需要の旺盛な時代に、過伐の抑制として収穫規整が存在するのである。

本来、林業経営は収穫規整以前に、市場原理に基づいている。商品である木材価格が低く売れないのであれば、伐採を控えて価格の上昇を待つしかない。在庫であるが、今のまま林地に立てておけばよいだけである。よくしたもので、林地は林業においては生産機械であり、倉庫でもある。しかも保存しながらさらなる成長と品質向上が望める。

このような状況で林野庁が主張する珍説に従えば、主伐した林木の造林費どころか、伐出費も回収できず、さらに再造林経費をつぎ込むことになる。これほどの補助金の無駄と国民経済的損失はないであろう。さらに現下の野生鳥獣の跋扈によって、再造林の成功はおぼつかない。

また、森林の公益的機能の維持増進の立場からすれば、主伐⇨皆伐は明らかに機能低下を招来する。現在のように全国各地で集中豪雨が多発する中、高齢級に偏した齢級配置こそ何より国土保全に資するものであり、国民の要請にかなったものである。

保安林においては、流域における年伐採面積は

F/u F :その流域における保安林面積 u :標準伐期齢

を超えないこととされており、 F/u を下回することは問題としていないことをかみしめるべきである。

さらに、現在日本各地の国有林や民有林で行われている劣悪な作業道の作設や手荒な伐採作業を見る限り、公益的機能保全への配慮が行い得るとは思えず、これまた林業に起因する山地荒廃を危惧するものである。

このような無駄とリスクを背負って、行う齢級構成の平準化はほとんど犯罪行為であり、このような欺瞞に満ちた珍説「齢級構成平準化論」を重要法案の背景説明資料とすること自体が、森林経営管理法案の根拠不在を証明するものである。

将来、皮肉にも森林環境税によってこの制度が運用され、公益的機能が損なわれることになることは明らかであり、政府・国会はその欺瞞性をどのように国民に申し開きするのであろうか。

10) 鈴木直樹見解

1. 皆伐の抑制原則を立てる ⇒ 皆伐施業にも“疑わしき（リスクがあれば）は森林の保持継続へ（皆伐せず）”の原則を、そして一定面積を超える皆伐の禁止及び許可制と植栽保証のための供託金制度を

森林施業は、広義の意味では森林に対する人間の何らかの人為的働きかけというが、林業関係者が使う場合は、天然林の伐採・収穫から、将来の木材の収穫を目的にした植栽をはじめ下刈、蔓切り、除伐、間伐などの保育、成長した林木の択伐、皆伐まで経済行為の意味を含めてというのが一般的である。

木材を収穫することを生業とする林業家は、制度的に制限を受けている行為以外の様々な選択肢の中から、自然的経済的社会的条件の最も有利な収穫方法つまり林木伐採の時期、方法を選ぶ。したがって、林齢何年で伐採するかは相当幅のあるもので、農作物のように価格的にはともかく品質的に最適時期が限定されているわけではない。材質の安定など林齢による林木の生理的形質はあるものの、基本的にこの林齢だから成熟に達したとは言えないのである。「標準伐期齢」のように平均成長量が止まった時が成熟期というのは、100年を超えても林木の平均成長量が衰えないという最近の知見から見ても妥当とは言えない。

一方、森林の多様な機能を考えた場合、伐採とりわけ皆伐は、その実施範囲に限定しても“森林の喪失”という意味で森林に決定的ダメージを与えるのは、明らかである。そして、皆伐の範囲を広げようとする、そのマイナスの影響が周辺レベル、広域レベル、地球レベルのどこまでに及ぶかということが科学的に明らかにされなければならない。だが、およそこの難題の正解を得るのは永遠に無理なのではないか。

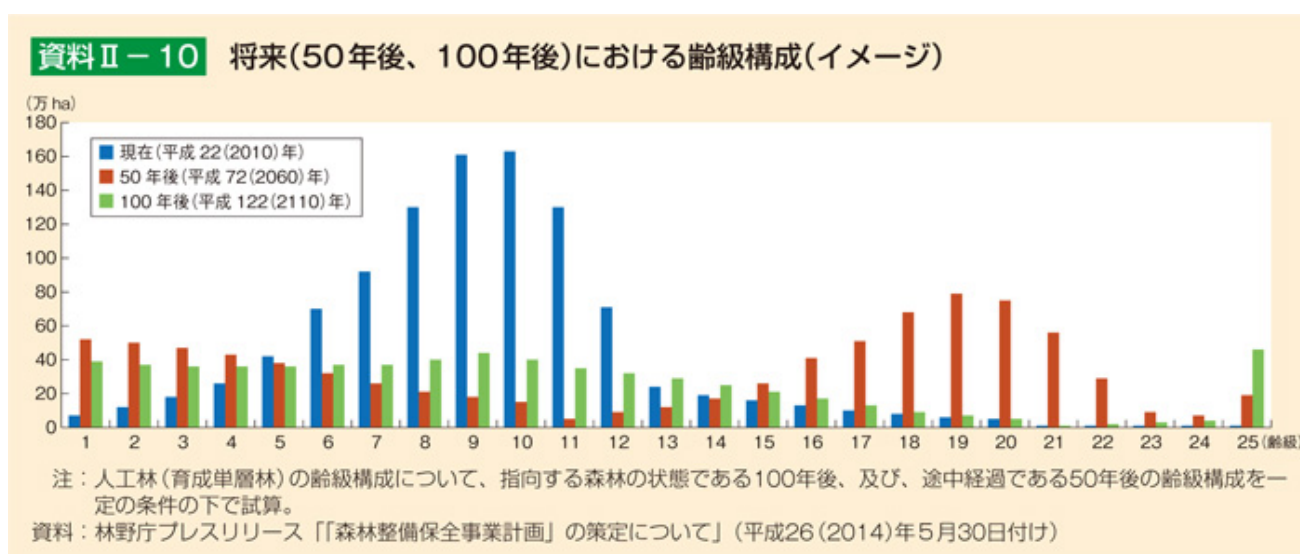
とすると、これまでの経験から得られた科学的データに基づき、刑事裁判の

原則“疑わしきは被告人の利益に”ではないが、極力、森林環境への対応の原則、すなわち“疑わしき（リスクがあれば）は森林の保持継続へ（皆伐せず）”を目指すのが至当である。それは具体的には自ずと長伐期多間伐施業を指向することになる。

また、皆伐の抑制原則として、大面積皆伐（5ha 超）の禁止、かつての伐採の許可制に倣って、0.5ha を超える皆伐の許可制（もちろんそれ以下の面積は現在の伐採届けは必要）、植栽を確実にするための ha 当たり 30 万円の供託金制度を設ける。

2. 長伐期多間伐施業は齢級平準化の環境への負担を緩和させる ⇒ 200 年伐期（長伐期）であれば 100 年伐期より齢級平準化のための年平均伐採面積（＝植栽面積）が半分になる

林野庁は平成 23 年に「将来（50 年後、100 年後）における齢級構成（イメージ）」として次のような図とデータを示している。



○将来(50年後、100年後)における齡級構成(イメージ)
(万ha)

	現在(平成 22(2010) 年)	50年後 (平成 72(2060) 年)	100年後 (平成 122(2110) 年)
1	7	52	39
2	12	50	37
3	18	47	36
4	26	43	36
5	42	38	36
6	70	32	37
7	92	26	37
8	130	21	40
9	161	18	44
10	163	15	40
11	130	5	35
12	71	9	32
13	24	12	29
14	19	17	25
15	16	26	21
16	13	41	17
17	10	51	13
18	8	68	9
19	6	79	7
20	5	75	5
21	1	56	1
22	1	29	2
23	1	9	3
24	1	7	4
25	1	19	46

これをもとに数値を分析すると、

- ① 100年間で1121万haの人工林が主伐(皆伐)され、現在の人工林1028万haの95%に当たる972万haが少なくとも1回は皆伐される。⇒そもそも伐採可能林分がこんなにあるのか。人工林全てを伐り尽くす暴挙。
- ② 397万haが天然林に戻されるがそのうち56万haを除く341万haが伐りっぱなしのまま残る。⇒全国各地に乱伐の爪痕が現れるのは必至。
- ③ 現在、年2万ha弱の新植(再造林)が、50年後、年10万ha以上に増加するよう設定されている。⇒苗木不足とシカの食害という難題をどうするか。
- ④ 50年後から100年後までの間に、凡そ20齡級以上の主伐林分414万haを伐採するとしている。⇒年3000万m³の膨大な出材。需要、材価はどうなるのか。
- ⑤ 現在、林業従事者は5万人だが、主伐(皆伐)、新植の増大で、50%増しの人員が必要と予想される。さらに保護、保育にかなりの人員が必要となる可能性がある。

といった問題が浮かび上がってくる。これを見ると、皆伐の過大、急激な再造林の必要、急増する出材の影響など、イメージとはいえ、林野庁想定の齡級

平準化計画は、森林の将来にとって極めて危ういものとなっている。

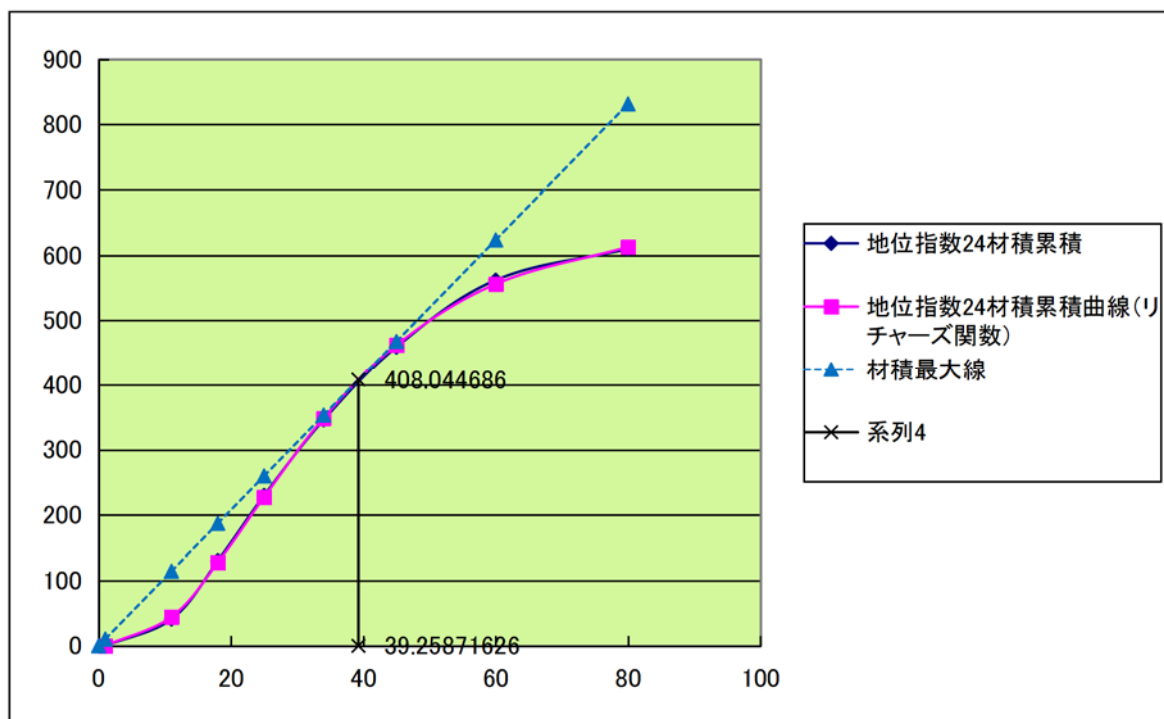
この齢級平準化計画の 631 万 ha の再造林面積を、ほぼ半分の 300 万 ha とし、100 年伐期の齢級平準化を 200 年伐期の長伐期多間伐施業の齢級平準化としたならば、ほぼ年平均 1.5 万 ha の伐採で済むことになり優に現在の新植面積でカバーできる規模となる。

したがって、長伐期多間伐施業は、齢級平準化においても、皆伐という環境への負担を緩和させる役割があることが分かる。

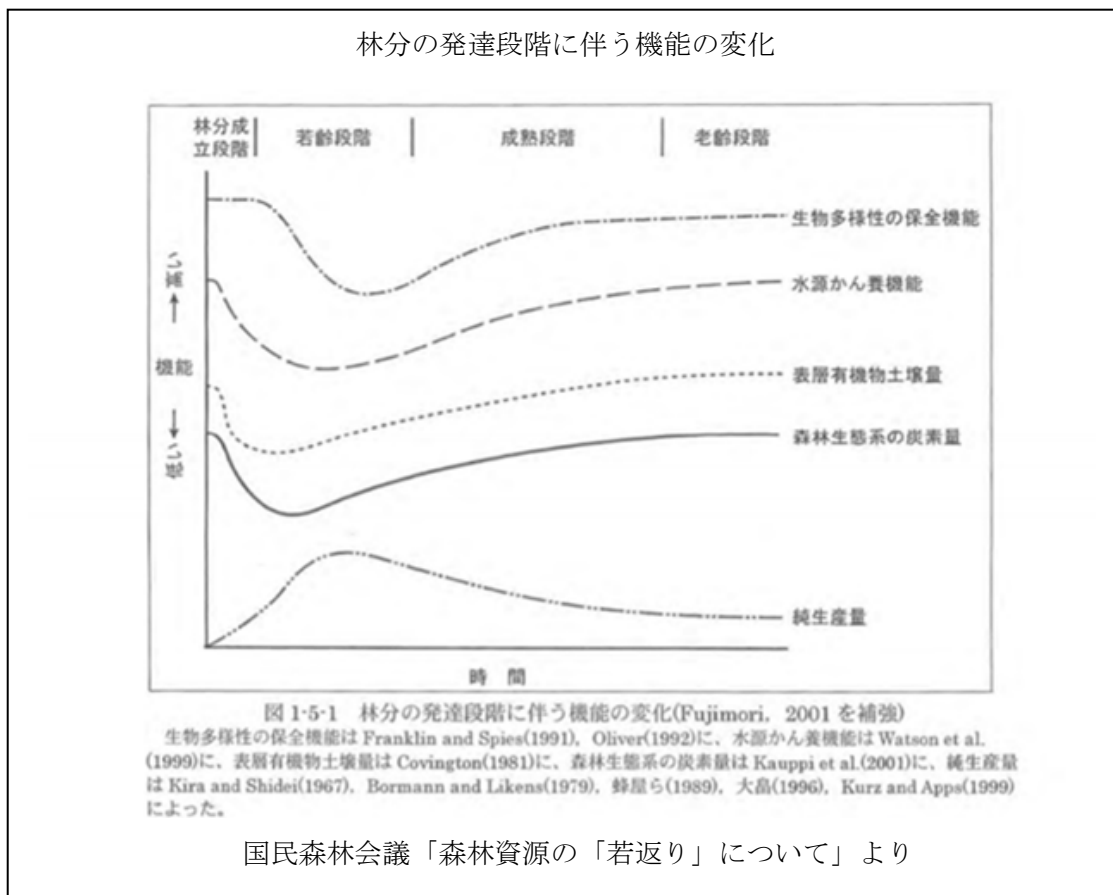
3. 収穫最大ではなく機能最大を目指す ⇒ 保続原則を平均成長量最大の伐採時期に置くのではなく、平均森林機能最大の伐採時期・方法に置く

下の図はカラマツの例だが、林齢 39 年で伐るのを永続的に繰り返したら、その林地で最大の収穫があるという、いわゆる「材積収穫量最多の伐期齢」すなわち年平均成長量最大の林齢で伐採するという、林野庁が採用している「標準伐期齢」のもととなっているものである。

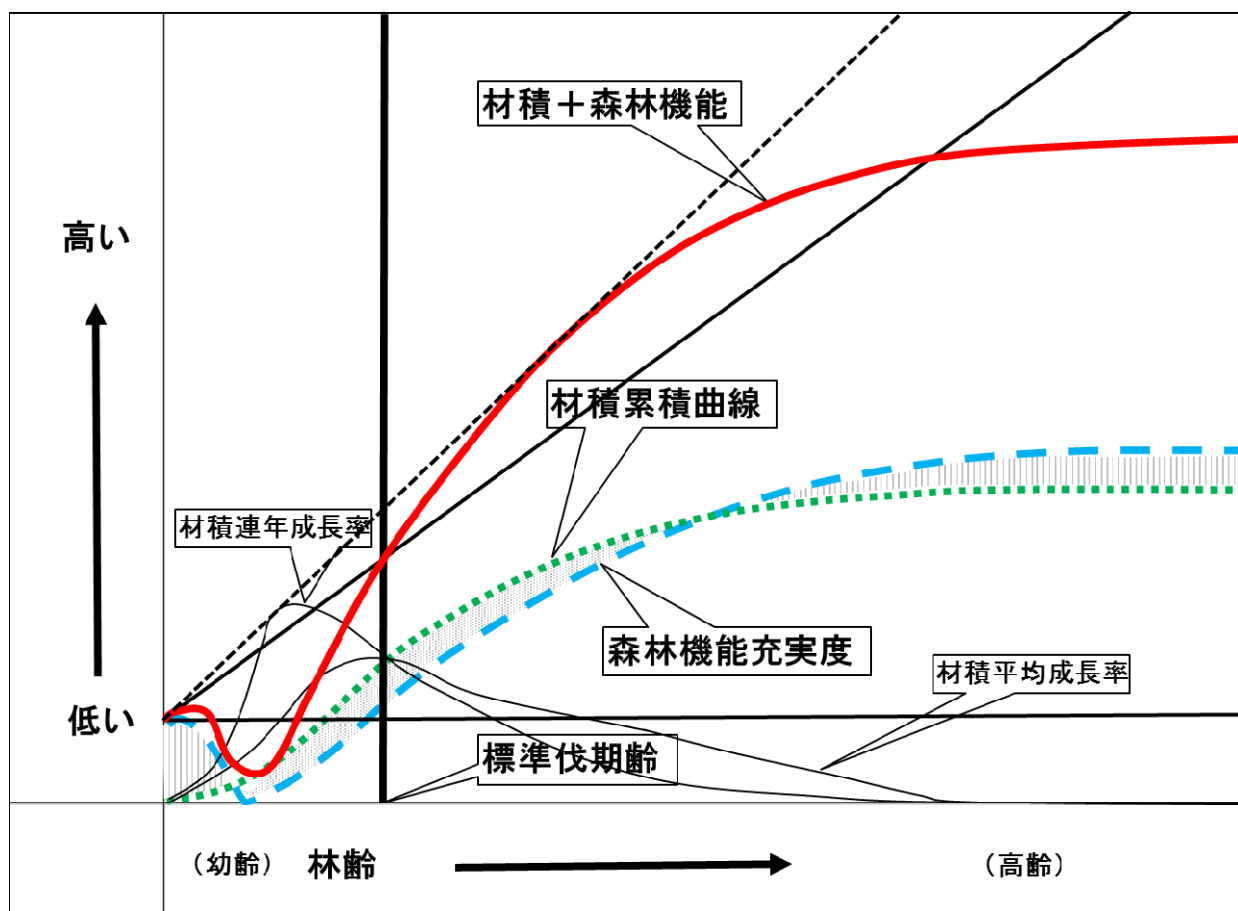
しかし、これは、森林の様々な機能を全く捨象しており、一斉人工林の幼齢時の機能の低下や高齢林の安定的な高機能が無視されている。



そこで、この材積累積曲線を模式的に純成長量曲線に替えて重ね合わせた次の図を見るとこの林齢における伐採の繰り返しは、必ずしもベストではないことが分かる。



さらに森林の機能の最も低い部分をゼロとおいて材積と機能をプラスして図を作ると、一目瞭然で、この「標準伐期齢」での伐期が不利なのが分かる（この図は、人工林の林齢に応じた材積の蓄積と多様な森林機能の充実度を、高年齢の安定状態に達するまでの総量を二次元的に等しいものと仮定した場合のモデル図で、どちらかと言うと森林機能を控えめに想定したものとなっている）。



したがって、経済的な問題はさておき、長伐期多間伐施業を採用することの意味が鮮明になるといえる。

4. 齢級平準化は国民参加で ⇒ 森林の保続が森林所有者や林業関係者だけのものではないなら国民参加は当然

森林環境税（仮称）の創設も予定され、その用途とかかわりが深いことを考えれば、森林を永続するための齢級平準化は、その在り方について全ての国民の参加が担保されていなければならない。その仕組みを地域に根ざして構築される必要がある。

3. 「今後の森林経営・管理の目標」について

「森林資源の現状」の図の右下に今回、「今後の森林経営・管理の目標」が加わった。今後の日本の私有林をどのように経営・管理していくかの数値目標として重要なものである。以下の通りである。この点について検討を加えていく。

< 現状 >

私有人工林約 670 万 ha

内 約 1/3 (220 万 ha) は既に集積・集約化

< 最終目標 >

私有人工林約 670 万 ha

内 約 1/3 (210 万 ha) については、公的管理下に置き、針広混交林等へ誘導

約 2/3 (460 万 ha) については、単層林を維持（林業的利用）

これだけではかなり分かりにくいので、読み解くと以下の通りである。私有人工林を概ね3つに区分する（それぞれ面積的には約1/3ずつ）。①「森林経営計画」を作成しているところは、「既に集積・集約化」されているとし、そこは「経営管理」が行われているとする（ここでは単層林を維持し、林業的利用を行うので、従って市町村の経営管理権集積の対象にならない）、②市町村が経営管理権を森林所有者から集積して、経営管理実施権を認定された素材生産業者等へ配分する（ここでも単層林を維持し、林業的利用を行う）、③林業的に成り立たないところ（経営管理実施権が配分できないところ）については、市町村が、「市町村森林経営管理事業」として、「森林環境税（仮称）」などを活用して、針広混交林等へ誘導していく。

なお、ここで「単層林を維持」ということは、基本的に短伐期皆伐方式でやっていくということと同義であると考えてよい。以下、ここでの問題点を検討していく。

1) 私有人工林の約1/3が「既に集積・集約化」されているとしているが、それが「経営管理」されているといえるのか

このことは言い換えれば、森林経営管理法案において、森林所有者によって経営管理されているかどうかの区分については、森林所有者等が「森林経営計画」を作成しているかどうかで判断するということである。

森林所有者または森林組合等が5年ごとに任意で作成するとされている「森林経営計画」は、制度の創設時の建前とは異なって、①間伐等の森林整備関係補助金の受け皿となってしまっていること、②その結果、補助制度の変更（例えば、それまで切捨間伐対象だったものが搬出間伐に変更されるなど）により、

施業内容が全面的に規定されていること（このことが「荒い間伐」などの原因となっている）、③補助金の金額が年度によりかなり変動があるため、「計画的施業が難しく、補助金額決定後に慌てて施業場所等を決めて実施すること、といった事態が生じている。「森林経営計画」が作成されているからといって、計画的かつ適正な施業が実施されているとは決していえないのが現状である。

また、「森林経営計画」が作成されているにもかかわらず、その事業の実施率は計画量の3割前後との話も聞こえてくる。この点はさらに確かめなければならないが、もしそうならば、「森林経営計画」については、その実効性も疑われることになる。

2) 「森林経営計画」を作成していなければ、「経営管理」の放棄といえるのか

現在の木材価格では補助金がなければ事業は赤字となる。そこで、補助金に依存することにより事業を何とか成り立たせるといった構造になっている。「森林経営計画」作成はその前提となっているわけだが、そこでは計画を市町村長が認定するにあたって各種の条件が提示されている。そのことが、結果的に「荒い間伐」などを強制する側面を持つことになる。このようなことを嫌って「森林経営計画」を作成しない森林所有者もかなり存在している。既に別項でも述べたところだが、「間伐をしたいが収入にはならないし、山が荒らされるのも困る」「収入を得るためには皆伐しかないが、このような木材価格で伐採することはご先祖さまにも申し訳ないし、あまりに山が可哀想だ」「伐採後のめどが立たない」「自分は長伐期多間伐施業でいく」といったことで、「森林経営計画」を作成しない人もかなり存在している。これらの人々を「経営管理」していないといえるのか。このような時期に意に沿わない施業は行わない、というのも「立派な経営判断」といえるのである。

3) 「森林経営計画」制度は今後どうなるのか

1974年の「団地共同森林施業計画」制度創設以降、零細分散している民有林を「森林施業の共同化・集約化」によりまとめあげて大規模化して施業の効率や生産性を上げようという政策（それは森林所有者が森林組合に施業委託するという方向とセットになっていた）は、これまで40年以上にわたって政策の中心として位置づけられてきた。

しかしながら、「森林経営計画」の策定率は、現在までのところ、民有林の3割を超えた程度であり、低位に止まっている。しかも、都道府県によって作成率に大きな差がある。今後、2020年度までに6割まで引き上げることが林野庁の政策目標となっているが、その実現はきわめて困難といえる。

林業事業体などの現場サイドからすると、森林経営計画を作成すると、事業

のノルマが発生し雇用を増加させる必要がでてくる。しかし、補助金が不安定なため林業労働者を増やすと大きな経営リスクを抱え込む。従って、多大なコストがかかる森林経営計画をむやみに作成することを控えるというものである。

「森林経営計画」制度は、「森林法」の最大の柱である森林計画制度の中核を成すものであるにもかかわらず、制度創設の建前とはまったく異なる結果となっており、政策的にまったく行き詰まってしまっているのが現状である。

このような状態を市町村に強権性を与えて打破しようとするものが、今回の森林経営管理法案の重要な性格のひとつであるといえる。この法案によって、「森林経営計画」制度はさらに形骸化することになり、実効性を失うことになると思われる。

4) 「最終目標」に示した数値の根拠は何か 改めて数値を再掲する。

私有人工林約 670 万 ha

内 約 1/3 (210 万 ha) については、公的管理下に置き、針広混交林等へ誘導
約 2/3 (460 万 ha) については、単層林を維持 (林業的利用)

この数値の根拠は、「森林・林業基本計画」(平成 28 年)の「第 1 表 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」に示された数値から国有林分を差し引いたものと思われる。

以下、やや煩瑣にわたるが、「森林・林業基本法」が制定されてからの「森林・林業基本計画」における「森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」の変遷を追ってみる。

森林の有する多面的機能の発揮に関する目標 (総括表 単位：万 ha)

① 平成 13 年

	現状	指向する森林の状態 (40-60 年後)
育成単層林	1030	440 (内、210 は長伐期化)
育成複層林	90	870
天然生林	1390	1200
合計	2510	2510

- ・育成複層林化をきわめて重視しており、全体的な印象としては、非皆伐施業への転換を強くアピールしている。 90万 ha (4%) →→870万 ha (35%)
- ・育成単層林を複層林に転化させるだけでなく、水土保持林では、育成単層林の伐採年齢の長期化（標準伐期齢の2倍化）を打ち出している。
1030万 ha (41%) →→440万 ha (18%) 内、210万 ha は長伐期化

② 平成 18 年

	現状	指向する森林の状態（概ね 100 年後）
育成単層林	1030	660（内、410 は伐期 2 倍延長）
育成複層林	90	680
天然生林	1390	1170
合計	2510	2510

（林政審議会（平成 18 年 8 月）提出資料）

- ・例えば 100 年近くまで主伐の時期を大幅に引き上げ、皆伐の頻度を低くし、大径材を生産する場合「長伐期化」、野生鳥獣の生息環境、景観、森林の総合利用に配慮する場合「広葉樹林化、針広混交林化」、特に土砂の流出を防ぐ場合「複層林化」を推進。積極的に木材生産を行う場合は、従来の施業を推進。

③ 平成 23 年

	現状	指向する森林の状態（概ね 100 年後）
育成単層林	1030	660
育成複層林	90	680
天然生林	1390	1170
合計	2510	2510

（林政審議会（平成 23 年 4 月）提出資料）

- ・林地生産力が比較的高く、比較的緩傾斜の森林水源かん養機能等の発揮が求められる森林→→長伐期化等を推進しつつ育成単層林として維持（440万 ha）
- ・公益的機能の高度発揮が特には求められない森林→→長短多様な伐期による育成単層林として維持（220万 ha）
- ・木材等生産機能の発揮のため、長短多様な伐期を見込む森林を除き、将来に向かって伐期の長期化を図ることとし、およそ 50 年かけて平均伐採齢が 18 齢級になることを見込む
- ・長伐期化とは、「従来の単層林施業が 40～50 年程度で主伐（皆伐）することを目的としているのに対し、概ね 2 倍に相当する林齢まで森林を育成し主伐を

行う施業」とのこと。

④ 平成 28 年

	現状	指向する森林の状態（概ね 100 年後）
育成単層林	1030	660
育成複層林	100	680
天然生林	1380	1170
合計	2510	2510

平成 28 年は、一見すると、何も変わっていないように見えるが、実は大きな変更がなされている。すなわち、育成単層林から育成複層林への誘導において、これまで「択伐」とされてきたものが、「伐採」と変更されたのである。これにより、「択伐」では、帯状で伐採幅 10m 未満、群状で伐採面積 0.05ha 未満と制限されてきたものが、「伐採」となることによって、伐採幅は 40m 未満、群状で伐採面積 1ha 未満となったのである。こうなると、小面積皆伐といって差し支えない。

ここまでくると、40m 幅の皆伐を帯状伐採といい、その跡地を放置して広葉樹が侵入してくれば、それを「針広混交林化」といい、かつまた「複層林化」ということもあるのではないか。また、帯状伐採と跡地放置を繰り返すことを「広葉樹林化」というのではないか。

「林業の成長産業化」の旗の下で、木材を大增産するために、針広混交林化、複層林化、広葉樹林化といった用語の持つ意味をすり替えて、いかにも森林の公益的機能増進を思わせる用語を木材増産の方便として使用されている。

⑤ 小括

以上、各年の「森林・林業基本計画」を検討してきたことからすると、平成 13 年からのわずか 15 年間の間に、日本の森林づくりの方向は実質的に大転換を遂げてきたことが理解できる。しかし、問題は、その内容について一般国民はもとより大多数の林業関係者でもほとんど読み解くことはできないような形で提示されてきたことである。確かにそれらは林政審議会に諮られ、さらにパブリックコメントにも付されているが、資料の提示が限られているため、ほとんどだれも気付かずに決定されていくのである。その意味では、「森林・林業基本計画」が閣議決定どまりであることも大きな問題である。やはり、国会で審議されるべき重要事項とすべきである。

別の問題点として、日本の森林面積 2,500 万 ha のうち約 4 割 (1,030 万 ha) が

人工林（育成単層林）である。「森林・林業基本計画」では、これを100年後には660万haまで減らそうとしている。この点について根拠がしっかりと示されていけば問題はない。例えば、拡大造林期に不適地（亜高山地帯、岩石地、風障地等々）にまで造林したところを皆伐して天然林に戻すことは当然である。しかし、そのようなところが、370万haもあるのだろうか。もしそれほどあるとするならば、莫大な国費を投じて実施された拡大造林政策自身が大失敗だったということになる。その政策的総括がなされないまま、針広混交林化、広葉樹林化、複層林化、といった対象となっていくのはあまりに安易ではないか。

このことが、人工林を皆伐することの論拠になっているわけだし、跡地を放置し再造林をしなくてもよい論拠になっているのは大きな問題である。

5) 市町村による森林の公的管理とは

今回の背景説明資料の変更によって、「約1/3（210万ha）については、公的管理下に置き、針広混交林等へ誘導」との文言が入った。これは、明らかに法案における「市町村森林経営管理事業」のことを指している。

私有林の約1/3がどうして市町村管理になるのか。その根拠データは示されていない。ただし、「森林環境税（仮称）」の主要な使途と考えられるところなので、根拠は明確にする必要がある。

また、「市町村森林経営管理事業」の内容はどのようなものになるのだろうか。「森林・林業基本計画」によれば、以下のような記述がある。

林地生産力が低く公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なその他の森林は、自然条件等に応じて択伐や帯状又は群状の伐採と広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導する。

林野庁の考える「市町村森林経営管理事業」のイメージはこのようなものであることは間違いない。既に詳述したように、帯状伐採とは、40m幅の皆伐であつてもよいし、広葉樹の導入とは、人工林の伐採跡地の放置であつてもかまわないわけである。

「森林環境税（仮称）」の主要な使途がこのようなことであつてよいものか。今後しっかりと議論する必要がある。

IV—2. 『『齡級構成平準化論』について』への追加

10) 鈴木直樹見解

1. 皆伐の抑制原則を立てる ⇒ 皆伐施業にも“疑わしき（リスクがあれば）は森林の保持継続へ（皆伐せず）”の原則を、そして一定面積を超える皆伐の禁止及び許可制と植栽保証のための供託金制度を

森林施業は、広義の意味では森林に対する人間の何らかの人為的働きかけをいうが、林業関係者が使う場合は、天然林の伐採・収穫から、将来の木材の収穫を目的にした植栽をはじめ下刈、蔓切り、除伐、間伐などの保育、成長した林木の択伐、皆伐まで経済行為の意味を含めてというのが一般的である。

木材を収穫することを生業とする林業家は、制度的に制限を受けている行為以外の様々な選択肢の中から、自然的経済的社会的条件の最も有利な収穫方法つまり林木伐採の時期、方法を選ぶ。したがって、林齢何年で伐採するかは相当幅のあるもので、農作物のように価格的にはともかく品質的に最適時期が限定されているわけではない。材質の安定など林齢による林木の生理的形質はあるものの、基本的にこの林齢だから成熟に達したとは言えないのである。「標準伐期齢」のように平均成長量が止まった時が成熟期というのは、100年を超えても林木の平均成長量が衰えないという最近の知見から見ても妥当とは言えない。

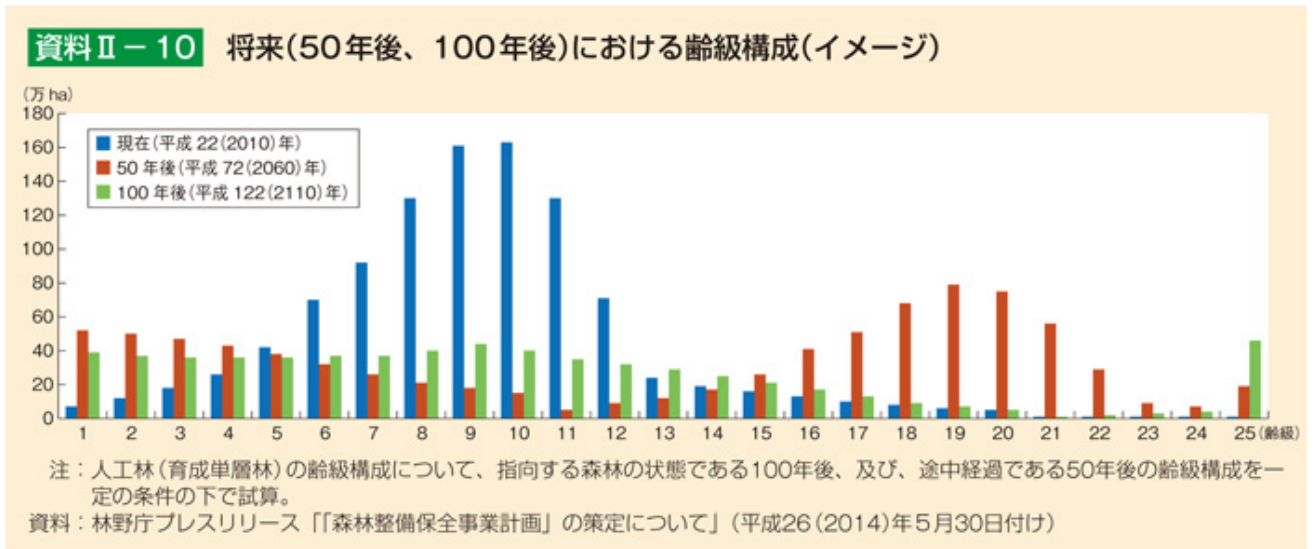
一方、森林の多様な機能を考えた場合、伐採とりわけ皆伐は、その実施範囲に限定しても“森林の喪失”という意味で森林に決定的ダメージを与えるのは、明らかである。そして、皆伐の範囲を広げようとする、そのマイナスの影響が周辺レベル、広域レベル、地球レベルのどこまでに及ぶかということが科学的に明らかにされなければならない。だが、およそこの難題の正解を得るのは永遠に無理なのではないか。

とすると、これまでの経験から得られた科学的データに基づき、刑事裁判の原則“疑わしきは被告人の利益に”ではないが、極力、森林環境への対応の原則、すなわち“疑わしき（リスクがあれば）は森林の保持継続へ（皆伐せず）”を目指すのが至当である。それは具体的には自ずと長伐期多間伐施業を指向することになる。

また、皆伐の抑制原則として、大面積皆伐（5ha超）の禁止、かつての伐採の許可制に倣って、0.5haを超える皆伐の許可制（もちろんそれ以下の面積は現在の伐採届けは必要）、植栽を確実にするためのha当たり30万円の供託金制度を設ける。

2. 長伐期多間伐施業は齢級平準化の環境への負担を緩和させる ⇒ 200年伐期（長伐期）であれば100年伐期より齢級平準化のための年平均伐採面積（＝植栽面積）が半分になる

林野庁は平成23年に「将来（50年後、100年後）における齢級構成（イメージ）」として次のような図とデータを示している。



○将来(50年後、100年後)における齡級構成(イメージ)
(万ha)

	現在(平成 22(2010) 年)	50年後 (平成 72(2060) 年)	100年後 (平成 122(2110) 年)
1	7	52	39
2	12	50	37
3	18	47	36
4	26	43	36
5	42	38	36
6	70	32	37
7	92	26	37
8	130	21	40
9	161	18	44
10	163	15	40
11	130	5	35
12	71	9	32
13	24	12	29
14	19	17	25
15	16	26	21
16	13	41	17
17	10	51	13
18	8	68	9
19	6	79	7
20	5	75	5
21	1	56	1
22	1	29	2
23	1	9	3
24	1	7	4
25	1	19	46

これをもとに数値を分析すると、

- ① 100年間で1121万haの人工林が主伐(皆伐)され、現在の人工林1028万haの95%に当たる972万haが少なくとも1回は皆伐される。⇒そもそも伐採可能林分がこんなにあるのか。人工林全てを伐り尽くす暴挙。
- ② 397万haが天然林に戻されるがそのうち56万haを除く341万haが伐りっぱなしのまま残る。⇒全国各地に乱伐の爪痕が現れるのは必至。
- ③ 現在、年2万ha弱の新植(再造林)が、50年後、年10万ha以上に増加するよう設定されている。⇒苗木不足とシカの食害という難題をどうするか。
- ④ 50年後から100年後までの間に、凡そ20齡級以上の主伐林分414万haを伐採するとしている。⇒年3000万m³の膨大な出材。需要、材価はどうなるのか。
- ⑤ 現在、林業従事者は5万人だが、主伐(皆伐)、新植の増大で、50%増しの人員が必要と予想される。さらに保護、保育にかなりの人員が必要となる可能性がある。

といった問題が浮かび上がってくる。これを見ると、皆伐の過大、急激な再造林の必要、急増する出材の影響など、イメージとはいえ、林野庁想定の齡級

平準化計画は、森林の将来にとって極めて危ういものとなっている。

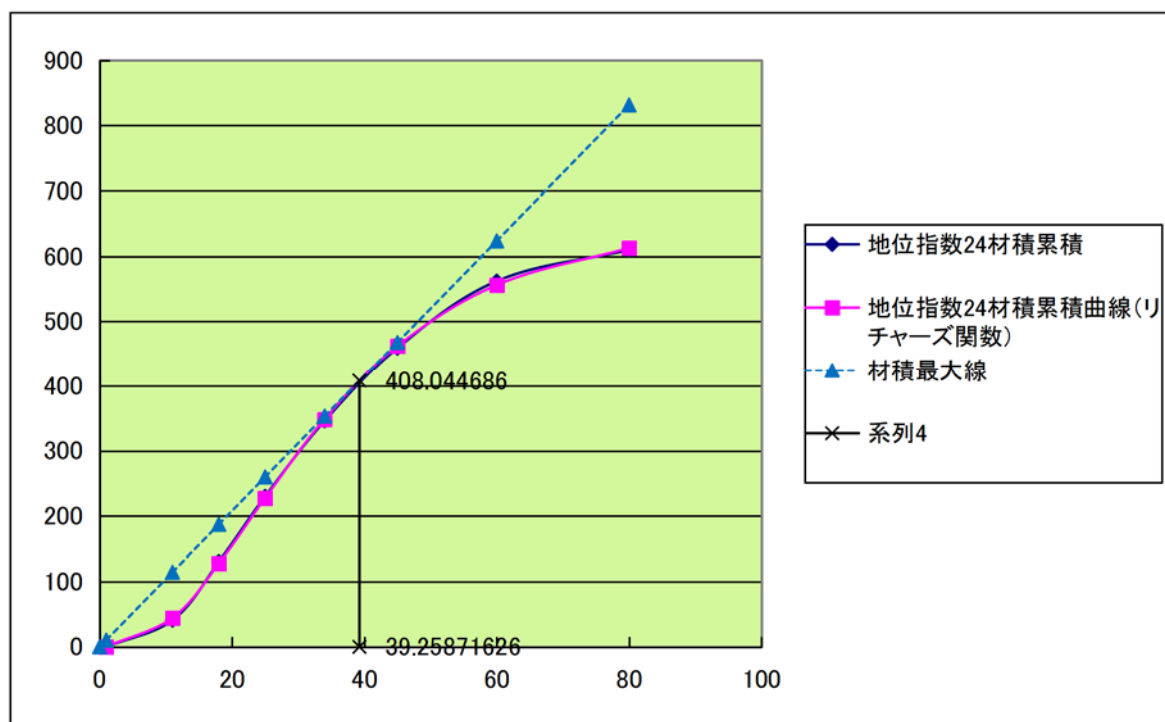
この齢級平準化計画の 631 万 ha の再造林面積を、ほぼ半分の 300 万 ha とし、100 年伐期の齢級平準化を 200 年伐期の長伐期多間伐施業の齢級平準化としたならば、ほぼ年平均 1.5 万 ha の伐採で済むことになり優に現在の新植面積でカバーできる規模となる。

したがって、長伐期多間伐施業は、齢級平準化においても、皆伐という環境への負担を緩和させる役割があることが分かる。

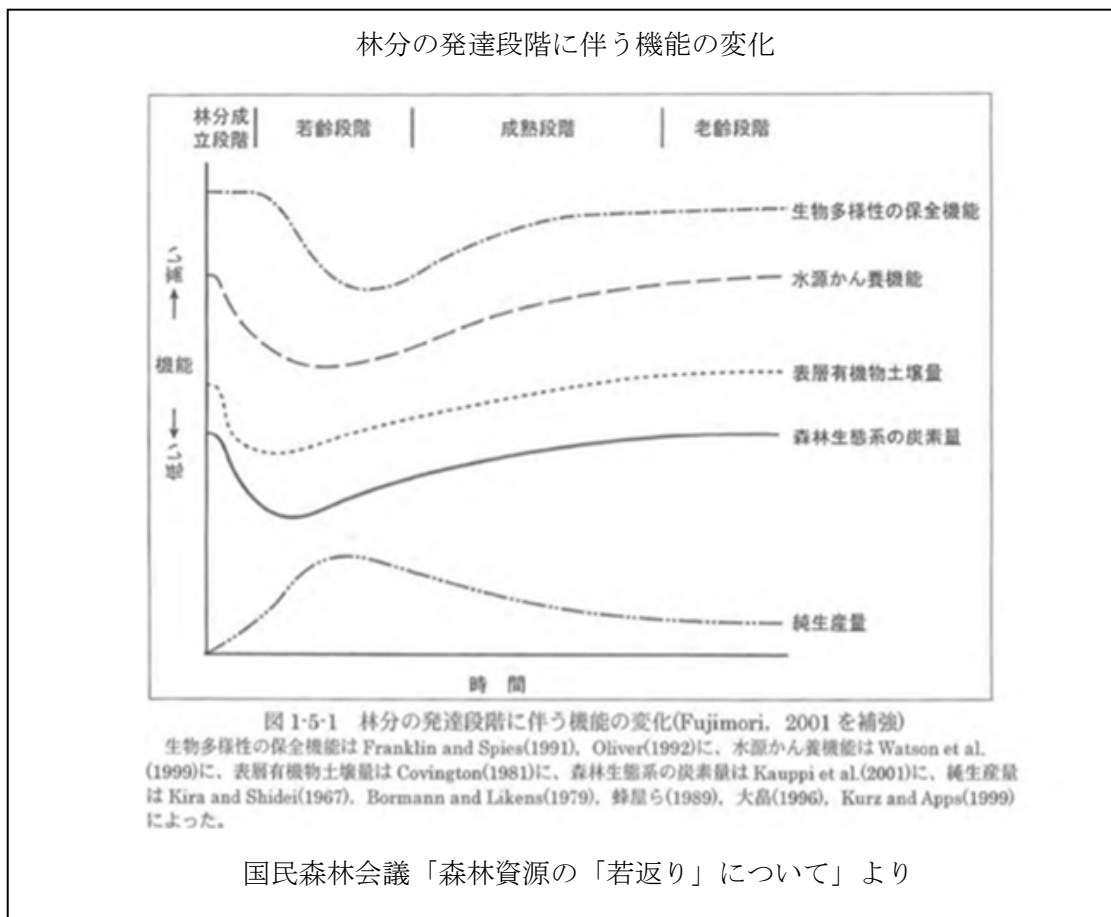
3. 収穫最大ではなく機能最大を目指す ⇒ 保続原則を平均成長量最大の伐採時期に置くのではなく、平均森林機能最大の伐採時期・方法に置く

下の図はカラマツの例だが、林齢 39 年で伐るのを永続的に繰り返したら、その林地で最大の収穫があるという、いわゆる「材積収穫量最多の伐期齢」すなわち年平均成長量最大の林齢で伐採するという、林野庁が採用している「標準伐期齢」のもととなっているものである。

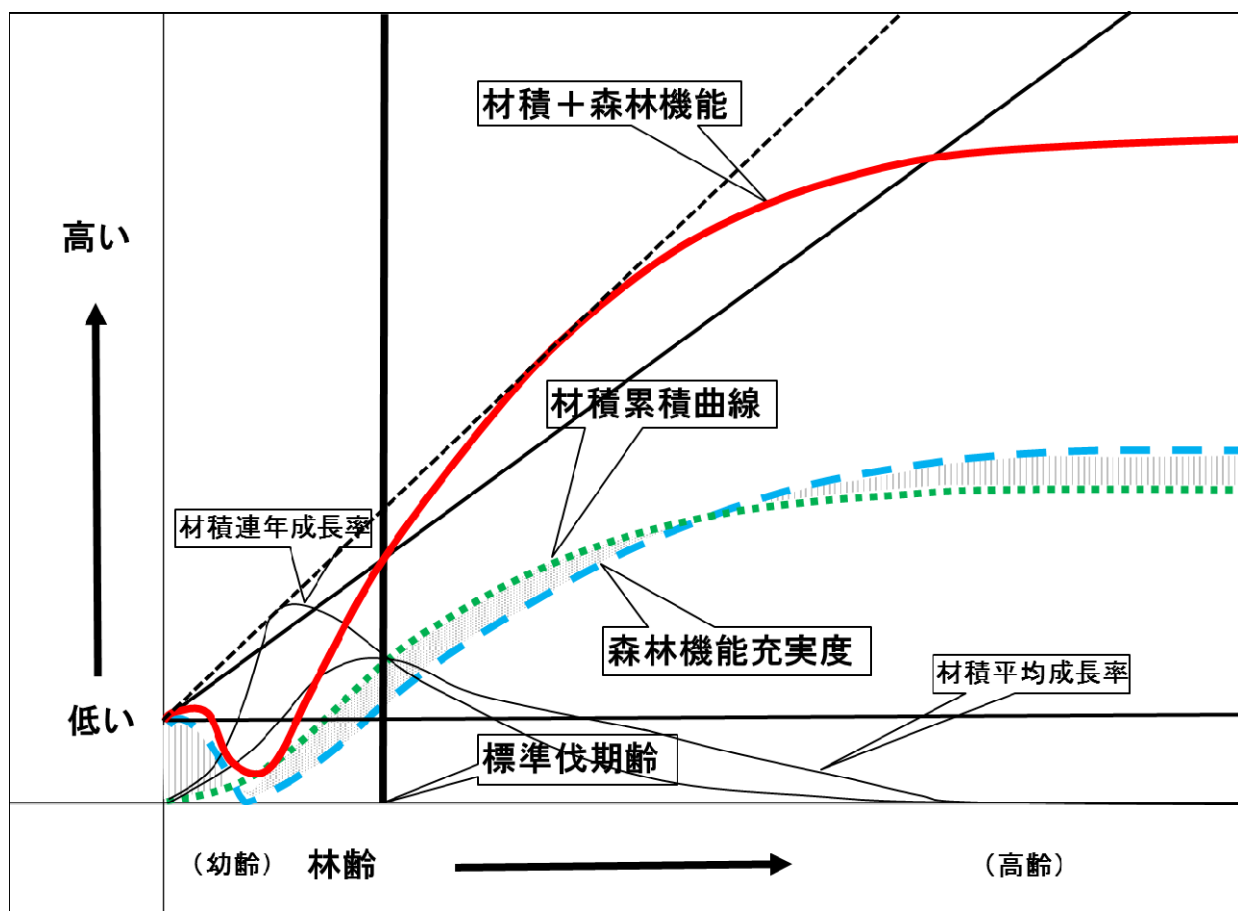
しかし、これは、森林の様々な機能を全く捨象しており、一斉人工林の幼齢時の機能の低下や高齢林の安定的な高機能が無視されている。



そこで、この材積累積曲線を模式的に純成長量曲線に替えて重ね合わせた次の図を見ると、この林齢における伐採の繰り返しは、必ずしもベストではないことが分かる。



さらに森林の機能の最も低い部分をゼロとおいて材積と機能をプラスして図を作ると、一目瞭然で、この「標準伐期齢」での伐期が不利なのが分かる（この図は、人工林の林齢に応じた材積の蓄積と多様な森林機能の充実度を、高齢期の安定状態に達するまでの総量を二次元的に等しいものと仮定した場合のモデル図で、どちらかと言うと森林機能を控えめに想定したものとなっている）。



したがって、経済的な問題はさておき、長伐期多間伐施業を採用することの意味が鮮明になるといえる。

4. 齢級平準化は国民参加で ⇒ 森林の保続が森林所有者や林業関係者だけのものではないなら国民参加は当然

森林環境税（仮称）の創設も予定され、その用途とかかわりが深いことを考えれば、森林を永続するための齢級平準化は、その在り方について全ての国民の参加が担保されていなければならない。その仕組みを地域に根ざして構築される必要がある。